

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	冬季パラスポーツ体験会運営業務
発 注 課	スポーツ部スポーツ振興担当課
選 定 事 業 者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、令和7年2月16日（日）に、「月寒屋外競技場」、「月寒体育館」、「どうぎんカーリングスタジアム」にて、冬季パラスポーツ4種目（シットスキー、パラアイスホッケー、車いすカーリング、デフカーリング）を体験できる事業である。また同日、同会場において、一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という）が主催する「わくわくウィンターフェスタ（以下「フェスタ」という）」と連携することで集客PRにおける相乗効果や業務の効率化が図られることから、効果的な事業の実施にはフェスタと一体的な運営が必要不可欠である。 また、会場設営や参加者への対応については、指定管理者であり、会場を熟知している協会が円滑に進めることができることに加え、安全面においても、これまで障がい者スポーツ体験会等を多数実施してきた実績のある協会は、安定した運営を行うことが可能である。（特に今回は、東京2025デフリンピックPRのため、「デフカーリング」を新たに加える予定で、ろうあ者の競技者及びスタッフとの対応も必要で、協会はパラスポーツ指導員の資格を有した職員が多数在籍している） 以上の理由から、本業務を受託可能な団体はフェスタの主催者である協会のみであるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、協会との特定随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和7年1月14日
-------	-----------